

(案)

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について

交通政策審議会海事分科会船員部会

全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について、それぞれ下記のとおり結論とする。

記

1. 全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「267,950円」を「276,450円」に、ただし書の職員「251,500円」を「260,000円」に、部員「209,350円」を「217,850円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「200,050円」を「208,550円」をにそれぞれ改正することが適当である。

〔要望事項〕

航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい。

2. 海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「264,750円」を「273,250円」に、事務部職員「209,750円」を「218,250円」に、部員「201,900円」を「210,400円」にそれぞれ改正することが適当である。
3. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。